

健康だより

2025年
8月号

職場内で提示・回覧を
お願いします。

生活習慣病予防健診を利用されていない従業員様の

定期健診結果の提出をお願いします



協会けんぽでは、国のメタボリックシンドローム対策に伴い、協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない被保険者様(お勤めされている方)の定期健診結果データの提供を事業主様にお願いしています。



個人情報保護法上の 問題はないの？



A

「高齢者の医療の確保に関する法律(第27条第3項・第4項)」により事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられています。

ご提供にあたり、事業主様が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。*

*「個人情報の保護に関する法律」で、法令に基づく場合は受診者ご本人の同意は不要とされています。

提出のメリット

提出の
メリット

1

健康サポート(特定保健指導)を受けられます。

無料です

対象:40歳~74歳の被保険者様

提出の
メリット

2

マイナポータル上で健診結果データの閲覧が可能になります。

提出の
メリット

3

将来の健康保険料率の引き下げにつながります。

健診結果をご提供いただくことで、健診実施率が向上し、協会けんぽのインセンティブ制度によって皆様の健康保険料率の引き下げにつながります。

定期健診結果の提出方法

健診機関が協会けんぽの提携先である場合

「提供依頼書」を協会けんぽにご提出ください。

記載いただいた健診機関を通じて協会けんぽが直接健診結果を受領します。

※生活習慣病予防健診を利用された方の健診結果はご提出いただく必要はありません。



健診機関が協会けんぽの提携先でない場合

健診結果のコピーを協会けんぽにご提出ください。

検査項目が不足していた場合は、別途追加書類をご提出いただくことがあります。(ご提出が必要な検査項目は、ホームページをご確認ください)



↑
定期健康診断結果の提出について、詳しくはこちら

本事業は外部委託をしています

定期健康診断結果のご提出について、委託先である「CENTRIC 株式会社」(050-3852-4167)より事業所様宛に文書や電話にて提出依頼をさせていただく場合があります。

マイナ保険証をお持ちでない方へ 資格確認書をお送りします

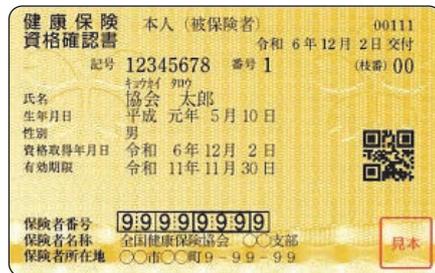
現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用できなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない加入者様が医療機関等を受診する際には**資格確認書**が必要です。

協会けんぽでは令和7年7月より順次、以下の対象者の方の**資格確認書**を従業員様のご自宅に送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付します。
 ※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。



送付時期

奈良支部にご加入の方は令和7年9月にお送りします。
 ※送付時期を経過してもお手元に届かない場合は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

送付先

従業員様のご自宅にお送りします。（ご家族様の資格確認書を含みます）



【事業主様へのお願い】

従業員様の住所に送付した資格確認書が、宛所不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。お手数をお掛けしますが、従業員様に配付いただきますようお願いいたします。

資格確認書に関するお問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル
 ☎0570-015-369 (ナビダイヤル)

受付時間：平日 朝 8:30～17:15
 ※土・日・祝日・年末年始を除く

高齢受給者証の負担割合が現在「3割」となっている方へ

昨年の収入が一定の基準を下回る場合は一部負担金の割合が「2割」になります

医療機関における一部負担金の割合が現役並み所得者であるとして「3割」となっている方であっても、令和6年(2024年)中の収入が、以下の基準収入額未満である場合、申請により一部負担金の割合が「3割」から「2割」になります。

| 70歳以上の被扶養者を有する場合 | 70歳以上の被扶養者を有しない場合 | (被保険者の収入が383万円以上の方のうち) 旧被扶養者を有する場合 |
|----------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| (被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満 | 383万円未満 | (旧被扶養者の収入と合わせて) 520万円未満 |

※旧被扶養者とは「後期高齢者医療制度の被保険者になったことにより、被扶養者でなくなった方」を指します。

- ・被扶養者でなくなった後、5年を経過する月までの間に限ります。
- ・65～74歳の方であって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方も含みます。

※収入額が基準額を超過する場合は対象外となりますので、申請書を提出いただく必要はございません。



↑
 制度の詳細や申請方法について、詳しくはこちら